

第2号議案

広島県教育委員会規則の一部改正について

広島県教育委員会規則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和5年8月10日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

## 広島県教育委員会規則の一部改正について

### 1 要旨

令和6年度から供用開始となる、廿日市西高等学校内に設置予定である廿日市特別支援学校の分校に係る広島県教育委員会規則の一部改正を行う。

### 2 分校の名称

分校名
広島県立廿日市特別支援学校 <small>あじなだい</small> 阿品台分校

#### 理由

現在の特別支援学校の校名は、基本的に、市町名等、所在地の名称を使用しており、同じ市町に複数設置している場合には、地域の名称に加え、相互の位置関係を示す方位等を付している。「阿品台」は地域名であり、他の特別支援学校と同様の名称検討手続の結果となる。

また、地域名である「阿品台」を名称に用いることで、地域住民からの理解を得られやすく、県民が所在地等をイメージしやすい。

項目	本校	分校（廿日市西高等学校）
所在地	廿日市市宮内 10877-2	廿日市市阿品台西 6-1

### 3 改正の内容

改正する規則	改正内容	施行期日
広島県立特別支援学校学則 (昭和31年広島県教育委員会規則第2号)	別表に「廿日市特別支援学校 阿品台分校」を追加。	令和6年1月1日
広島県立特別支援学校の就学区域に 関する規則 (平成15年広島県教育委員会規則第9号)	別表に「廿日市特別支援学校 阿品台分校」を追加。	令和6年4月1日

#### 【参考】廿日市特別支援学校 本校及び分校の配置図



出典：国土地理院地図 Vector を加工して作成

広島県教育委員会規則第 号

広島県立特別支援学校学則及び広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県立特別支援学校学則及び広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則

(広島県立特別支援学校学則の一部改正)

第一条 広島県立特別支援学校学則(昭和三十二年広島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後								改正前							
別表(第二条関係)								別表(第二条関係)							
校名		障害種別	部 科 名		修業年限	位 置		校名		障害種別	部 科 名		修業年限	位 置	
本校	分校										本校	分校			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
広島県立廿日市特別支援学校		知的障害	小学部		六年	廿日市市		広島県立廿日市特別支援学校		知的障害	小学部		六年	廿日市市	
阿品台分校			中学部			三年	宮内		阿品台分校		中学部			三年	宮内
		知的障害	高等部 普通科		三年		廿日市市				知的障害	高等部 普通科			三年
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部改正)

第二条 広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則(平成十五年広島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第二条関係)				別表(第二条関係)			
校名	分校名	障害種別	区 域	校名	分校名	障害種別	区 域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
広島県立廿日市特別支援学校		知的障害(高等部については、学校教育法施行令第二十	広島市(佐伯区に限る。)、大竹市及び廿日市	広島県立廿日市特別支援学校		知的障害	広島市(佐伯区に限る。)、大竹市及び廿日市

(略)			
(略)	阿品分校	知的障害（学校教育法施行令第二十二條の三に規定する障害を以て併せ有する場合を指す。）	二條の三に規定する障害を以て併せ有する場合に限る。
(略)			
(略)			

附 則

この教育委員会規則は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第二條の規定は令和六年四月一日から施行する。